

令和 8 年第 1 回羅臼町議会定例会（第 1 号）

令和 8 年 3 月 4 日（水曜日）午前 10 時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第 19 号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 7 議案第 3 号 令和 7 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予
算
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 7 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算
- 日程第 11 議案第 7 号 令和 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算
- 日程第 12 議案第 14 号 職員の旅費に関する条例制定について
- 日程第 13 議案第 15 号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 14 議案第 16 号 羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制
定について
- 日程第 15 議案第 17 号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 16 町長・教育長行政執行方針

○出席議員（10名）

議 長	10 番	佐 藤	晶 君	副議長	9 番	小 野	哲 也 君
	1 番	米 井	宏 喜 君		2 番	浜 岸	昭 仁 君
	3 番	小 川	雅 勝 君		4 番	山 下	竜 哉 君
	5 番	加 藤	勉 君		6 番	田 中	良 君
	7 番	高 島	讓 二 君		8 番	松 原	臣 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	石崎佳典君	監査委員	松田眞佐都君
企画財政課長	鹿又明仁君	企画財政課参事	三宅悠介君
総務課長	湊慶介君	町民環境課長	野田泰寿君
納税担当課長	鹿又芳弘君	保健福祉課長	本見泰敬君
保健福祉課参事	七海隆之君	保健担当参事	飯島祥子君
産業創生課長	飯島東君	まちづくり担当課長	伊藤芳征君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	八幡雅人君
社会教育課長	長岡紀文君	会計管理者	大沼良司君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	平田充君	議会事務局次長	堺勝敏君
--------	------	---------	------

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１０人です。定足数に達しておりますので、令和８年第１回羅臼町議会定例会を開会いたします。

本定例会は、ペーパーレスを目的としたタブレットやパソコンの持ち込みを許可しております。また、報道機関や行政のカメラ及びパソコンの持ち込みも許可しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、７番高島譲二君及び８番松原臣君を指名いたします。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第２ 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から３月１２日までの９日間とし、会議規則第９条第１項及び議案調査並びに議案審査のため、３月６日から３月１１日までの６日間は休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から３月１２日までの９日間とし、会議規則第９条第１項及び議案調査並びに議案審査のため、３月６日から３月１１日までの６日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第３ 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第３ 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。
資料は、議長の手元で保管しております。
これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第４ 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和８年第１回定例町議会に議員皆様の御出席を賜り、お礼を申し上げます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、３件の行政報告をさせていただきます。

１件目は、特旨叙位の伝達についてであります。

令和７年１２月３日に御逝去されました元羅臼町議会議員、故山下崧氏が正六位に叙されました。

山下氏におかれましては、昭和５０年５月から平成２３年４月まで、９期３６年の永きにわたり議会議員として在職し、平成１２年２月から産業常任委員長として、平成１３年５月から平成１５年４月まで総務文教常任委員長として、産業振興や国道の安定した通行の確保に御尽力されるなど、高邁な政治信念をもって羅臼町の振興・発展に寄与した功績が認められ、平成２５年１１月の秋の叙勲にて旭日双光章を受章しており、このたびの特旨叙位となったものであります。

去る２月２８日、御家族の妻山下文子様に伝達を行ったところでございます。

２件目は、「強風による被害について」であります。

去る３月１日、国後島沖の低気圧が発達した影響により、３月１日未明から午前中にかけて強風となり、旧知円別小中学校の屋根の一部剥離の被害が発生しました。

気象庁の風速データでは、１日午前４時２１分に瞬間最大風速２８．９ｍを記録しておりますが、羅臼町が独自に知円別漁港に設置しております風速計では、１日午前３時５分に北北東の風４４．５ｍの瞬間最大風速を記録しております。

この被害を受け、町有建物の確認をしたところ、３月３日現在、ほかに被災した町有建物は確認されませんでした。

なお、町内の民間の建物で窓ガラスと壁の破損で２件確認されました。被災した町有物件は、被害拡大防止を図るためにも早急に補修が必要であるため、現在、町内の専門業者に見積り依頼をしており、確認ができ次第補修してまいります。

３件目は、「鮮魚取扱高」についてであります。

お手元に配付させていただきましたのは、２月２８日付の日報であります。

主要魚種でみますと、ホッケは数量が半減しており、単価が120円ほど上がっていますが、金額は昨年同期の約6割となっております。マスについても数量で約3分の1、単価も安く、440万円の減であります。スケソにつきましても現時点で数量が半減しており、金額も約1億4,000万円の減で推移しております。スケソ漁はまだ続いておりますので期待したいと思います。タラはほぼ横ばいの数量ですが、単価が高かったことで5,000万円の増であります。カレイについても減少傾向であります。

ウニ漁は順調に操業できてきたため、単価もさることながら、昨年同期と比べ、全体で1,700万円の増であります。シーズン当初は、実入りが悪いと言われておりましたので心配しておりました。これからまだまだ漁期がありますので、良質なウニの出荷が続いていくことを祈っております。

全体的には、昨年同期と比べ約1億円の減であります。それぞれの魚種を見てもほとんどが数量減となっております。昨年の秋サケの危機的な状況やイカやブリ、フグや昆布の取扱いも含め、羅臼漁業協同組合とともに今後の対策を協議してまいります。

日に日に春に近づいてまいりますが、知床羅臼特有の春の嵐や突風に留意され、事故なく大漁でありますことを祈念して、行政報告といたします。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

**◎日程第5 議案第19号 根室町村等公平委員会委員の選任につき
同意を求めることについて**

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第19号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の63ページをお願いいたします。

議案第19号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、本間英敏氏。

住所、北海道標津郡標津町南4条西2丁目1番26号。

生年月日は、昭和34年7月18日生まれの67歳でございます。

任期につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

本間氏におかれましては、道都短期大学を卒業後、標津町役場にお勤めになられ、総務課や企画課などを歴任され、教育委員会生涯学習課長をもって令和2年に退職され、その後、再任用職員として御活躍されておりました。経験・識見共に兼ね備えており、適任でありますので、議会議員の皆様の同意をお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 19 号を採決します。
この採決は起立によって行います。
議案第 19 号は、同意することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。
したがって、議案第 19 号は同意することに決定いたしました。

◎日程第 6 諮問 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める
ことについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第 6 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の 64 ページをお願いいたします。

諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるものでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

氏名につきましては、中陳美鈴氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町富士見町 1 番地 4。

生年月日、昭和 37 年 3 月 8 日生まれの 64 歳であります。

任期につきましては、令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まででございます。

中陳氏におかれましては、昭和 55 年に羅臼高等学校を卒業され、美容専門学校を経て、美容室勤務の後、家事に従事されております。平成 23 年より人権擁護委員を務められており、現在まで御活躍いただいております。これまでの経験を生かしていただきたく、人権擁護委員へ推薦いたしたいと思っておりますので、議員皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

諮問第1号は、お手元に配付した意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、諮問第1号は、適任として答申することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第3号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 議案第3号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 議案書の1ページでございます。

議案第3号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,810万3,000円を減額するものでございます。

議案第4号から議案第7号までは、それぞれ令和7年度の特別会計の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から減額するものでございます。

議案第14号は、職員の旅費に関する条例制定であります。

議案第15号、16号は、介護保険条例及び中小企業振興資金融資条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号につきましては、羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議会の議決をお願いするものでございます。

この後、副町長並びに担当課長より詳細の説明をいたしますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤 晶君) 副町長。

○副町長(川端達也君) 議案の1ページをお願いいたします。

議案第3号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正。

令和7年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,810万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,083万1,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条は、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金142万6,000円を減額し、5億3,803万円。

2項国庫補助金142万6,000円を減額し、3億7,427万9,000円。

内訳につきましては、合併処理浄化槽設置補助金186万2,000円が決算見込みによる減額。子宮頸がん検診健康管理システム改修に伴う補助金23万4,000円が追加されますが、当初、道補助金で見込んでおりましたが、国庫補助金へ財源科目変更となります。また、健康カルテシステムへの接種履歴を追加するための改修及び中間サーバへの連携設定による交付額が確定されたことで、20万2,000円の追加となります。

15款道支出金166万9,000円を減額し、2億2,387万9,000円。

1項道負担金20万8,000円を減額し、8,023万5,000円。後期高齢者医療基盤安定負担金の確定による減額であります。

2項道補助金9万3,000円を追加し、1億1,490万8,000円。

内訳につきましては、妊産婦安心出産支援事業補助金の制度改正により32万7,000円の追加。また、財源科目の変更により23万4,000円が減額となりますが、先ほど説明しましたとおり、国庫補助金へ同額の23万4,000円が追加となっております。

3項道委託金155万4,000円を減額し、2,873万6,000円。令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙の執行経費の確定によるものでございます。

17款1項寄附金100万円を追加し、8億1,629万円、企業版ふるさと納税寄附金に1件の善意の御寄附を頂いたものでございます。

19款1項繰越金2,420万8,000円を減額し、1億3,461万9,000円。歳出の財源調整として、その財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

21款1項町債180万円を減額し、2億4,880万円。町道舗装整備事業債が10万円の減額、町道側溝整備事業債が170万円の減額、いずれも事業費確定によるものでございます。

歳入合計2,810万3,000円を減額し、60億5,083万1,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費117万8,000円を減額し、4,480万2,000円。議員研修などの出張旅費につきまして、パック料金使用など経費削減に伴い、不用額が生じたものでございます。

2款総務費1,020万3,000円を追加し、20億3,114万9,000円。

1項総務管理費1,349万1,000円を追加し、19億3,299万3,000円。

内訳につきましては、企業版ふるさと納税として、1件100万円の善意の御寄附を頂きましたので、企業版ふるさと納税基金へ積み立てるものでございます。また、緑町デジタル中継局の故障に伴う復旧負担金として67万8,000円。阿寒バスの釧路羅臼線に伴う市町負担金の確定により1,281万6,000円がそれぞれ追加となります。

また、特定技能外国人などに伴う事業59万2,000円と、知床物産展41万1,000円が、事業費確定による減額でございます。

2項徴税費173万4,000円を減額し、4,327万1,000円。市町村たばこ税道交付金の確定によるものでございます。

4項選挙費155万4,000円を減額し、1,963万2,000円。歳入と同様であります。令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙の経費が確定したことによる減額でございます。

3款民生費382万2,000円を追加し、6億5,034万1,000円。

1項社会福祉費156万1,000円を減額し、5億60万5,000円。

内訳につきましては、介護保険システム改修費や地域支援事業費などの確定により、介護保険事業特別会計繰出金56万8,000円の減額。また、後期高齢者医療事業による広域連合事務費負担金及び基盤安定負担金の交付額が確定したことにより、後期高齢者医療事業特別会計繰出金99万3,000円を減額するものでございます。

2項児童福祉費538万3,000円を追加し、1億4,923万8,000円。

令和6年度子ども・子育て支援交付金及び子どものための教育・保育給付費交付金の確定による返還金として221万9,000円。また、ちゅうりっぷ保育園入園者が増加したことなどにより316万4,000円がそれぞれ追加となります。

4款衛生費1,830万4,000円を減額し、7億1,189万4,000円。

1項保健衛生費1,182万8,000円を減額し、3億1,211万2,000円。

内容につきましては、子宮頸がんワクチン接種で100万円の減額。高齢者新型コロナ

ワクチン接種270万円の減額。町内河川の水質検査51万7,000円の減額。合併処理浄化槽設置補助金642万6,000円の減額であります。これらは事業費確定によるものでございます。

ゼロカーボンシティを推進するための地域おこし協力隊として2名の募集を行っていましたが、そのうち1名が年度途中での採用となり、残りの1名につきましては採用に至らなかったことで633万円の減額であります。

また、令和6年度新型コロナワクチン接種に伴う補助金の確定により137万3,000円、未熟児養育医療費国庫負担金の確定により7万8,000円がそれぞれ返還金として追加。

へき地直営診療所運営費交付金の確定によりまして、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金として369万4,000円の追加となります。

2項保健師設置費36万8,000円を追加し、916万円。

内訳につきましては、妊産婦健康診査交通費に伴う補助金制度が改正されたことにより33万円の追加と、母子保健衛生費の国庫補助金が確定されたことにより3万8,000円が返還金として追加となります。

3項清掃費684万4,000円を減額し、3億9,062万2,000円。根室北部衛生組合負担金274万4,000円。一般廃棄物最終処分場負担金94万6,000円。根室北部廃棄物処理広域連合負担金315万4,000円が、それぞれ事業費の確定による減額となります。

7款土木費175万3,000円を減額し、2億238万円。

2項道路橋りょう費175万3,000円を減額し、2億60万4,000円。

町道陸志別1号線舗装補修工事及び町道栄町2号線道路側溝改修工事などの事業費の確定によるものでございます。

8款教育費2,089万3,000円を減額し、5億4,222万6,000円。

1項教育総務費1,682万8,000円を減額し、1億2,040万5,000円。

1校1園化に伴う送迎用の29人乗りバス1台をリース計画でございましたが、既存のバス利用で対応可能となったことで181万6,000円の減額。

また、教育用コンピューターGIGA端末の更新事業の事業費確定により1,501万2,000円が減額となります。

3項中学校費354万8,000円を減額し、2,963万円。学校司書の配置につきまして、当初予算で計上しておりましたけれども、北海道が採用する事務加配で配置されたことによる減額となります。

5項社会教育費51万7,000円を減額し、7,157万6,000円。羅臼町の主産業であります漁業に伴う漁労具の保存活用を図るための事業について、文化庁の助言を受けながら進めておりましたが、調整に時間を要していることから来年度へ先送りするものでございます。

歳出合計 2,810 万 3,000 円を減額し、60 億 5,083 万 1,000 円となるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正でございます。2 件の追加があります。いずれも 1 月 22 日に開催されました第 1 回臨時議会で補正していただいた事業でございます。

1 件目は、2 款総務費 1 項総務管理費、事業名が生活応援商品券配布事業で 4,272 万円であります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、全町民へ 1 人当たり 1 万円の商品券を配布する事業であります。商品券の利用期限が 9 月 30 日までとなっていることから、翌年度へ繰越しするものでございます。

2 件目は、3 款民生費 2 項児童福祉費、事業名が物価高騰対応子育て応援給付金事業、264 万円であります。これにつきましても物価高騰対策の事業として国が進めている 18 歳以下の児童 1 人当たり 2 万円を支給する事業であります。こども家庭庁より、3 月の申請者に対しては、令和 8 年度予算で支給するよう通知があったことから、翌年度へ繰越しするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正でございます。1 件の追加であります。

老人福祉センター管理運営に関わる指定管理者に対する委託料であります。期間は令和 8 年度から令和 10 年度まででございます。限度額は 3,350 万円であります。3 年間の継続事業となりますので、債務負担行為補正をさせていただくものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正でございます。2 件の変更がありますが、いずれも事業費の確定による限度額の変更でございます。

1 件目の起債の目的は、町道舗装整備事業債、緊急自然災害防止対策事業債、限度額 4,300 万円を 4,290 万円へ変更するものでございます。

2 件目の起債の目的は、町道側溝整備事業債、緊急自然災害防止対策事業債で、限度額 1,900 万円を 1,730 万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、後ほど御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第 8 議案第 4 号 令和 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別
会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 8 議案第 4 号令和 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の 7 ページをお願いいたします。

議案第 4 号令和 7 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和 7 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 4 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3, 9 0 3 万円とする。

2 項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

8 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3 款道支出金 3 6 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、5 億 8, 1 2 4 万 7, 0 0 0 円。

1 項道補助金 3 6 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、5 億 8, 1 2 4 万 6, 0 0 0 円。

内容は、令和 7 年度国民健康保険へき地直営診療所の運営費交付金の申請額が予算額より下回ったため減額するものでございます。

5 款繰入金 2 8 万 6, 0 0 0 円を追加し、5, 6 6 2 万 5, 0 0 0 円。

2 項基金繰入金 2 8 万 6, 0 0 0 円を追加し、7 7 7 万 3, 0 0 0 円。

内容は、令和 6 年度国民健康保険特定健診、保健指導国庫負担金及び道負担金の額の確定による超過分返還の財源として追加するものでございます。

歳入合計 3 0 4 万 8, 0 0 0 円を減額し、9 億 3, 9 0 3 万円となるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

7 款諸支出金 3 0 4 万 8, 0 0 0 円を減額し、7, 9 9 0 万 8, 0 0 0 円。

1 項償還金及び還付加算金 2 8 万 6, 0 0 0 円を追加し、1 1 2 万 7, 0 0 0 円。

内容は、令和 6 年度国民健康保険特定健診、保健指導国庫負担金及び道負担金が確定したことによる超過分を返還するものでございます。

2 項繰出金 3 6 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、7, 8 7 8 万円。

内容は、令和 7 年度国保へき地直営診療所運営費交付金の申請額が予算額を下回ったた

め、減額するものでございます。

歳出合計 304 万 8,000 円を減額し、9 億 3,903 万円となるものでございます。

また、詳細につきましては、別冊資料、事項別明細書の 25 ページから 30 ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、当該補正予算につきましては、去る 2 月 26 日開催の令和 8 年第 1 回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認いただいておりますことを御報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第 9 議案第 5 号 令和 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計
補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 9 議案第 5 号令和 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（七海隆之君） 議案の 10 ページをお願いいたします。

議案第 5 号令和 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和 7 年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 307 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 721 万 1,000 円とする。

2 項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条は、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

11 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

説明の都合上、歳出から御説明いたします。

12 ページをお開き願います。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費から 4 6 万 8, 0 0 0 円を追加で、内容は、令和 7 年度介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修費でございます。

続いて、3 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業費から 4 1 7 万 4, 0 0 0 円の減でございます。

内容は、羅臼町地域包括支援センター職員の 1 名の未配置により、本費目で計上している各事業、包括支援センター運営委託料、認知症対策事業委託料、医療介護連携推進事業委託料のそれぞれの人件費及び研修費の案分の合計委託料として 4 1 7 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございます。

歳出合計 3 0 7 万 6, 0 0 0 円の減額補正となります。

1 1 ページにお戻り願います。

歳入でございます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金から 1 3 7 万 4, 0 0 0 円の減でございます。

内容は、歳出で減額した地域支援事業費に関わる公費負担分として、国庫補助金を減額するものと、介護保険システム改修費補助金として国から補助金として 2 分の 1 分を追加するものでございます。

続いて、5 款道支出金 2 目道補助金から 8 0 万 3, 0 0 0 円の減です。

内容は、歳出で減額した地域支援事業費に関わる公費負担分として道補助金を減額するものでございます。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金から 5 6 万 8, 0 0 0 円の減でございます。

内容は、歳出で減額した地域支援事業に関わる一般会計繰入金、負担金を減額するものと介護保険システム改修に伴う国庫補助金 2 分の 1 分を差し引いた残りの一般会計繰入金に求めるものとなってございます。

2 項基金繰入金から 9 6 万 1, 0 0 0 円の減でございます。

内容は、地域支援事業に関わる歳入の公費負担分及び一般会計繰入金から減額した残りの分を基金繰入金から減額するものでございます。

歳入合計 3 0 7 万 6, 0 0 0 円の追加となります。

歳入歳出合計 3 0 7 万 6, 0 0 0 円を減額し、5 億 7 2 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊資料の事項別明細書の 3 1 ページから 3 6 ページになりますので、後ほどお目通し願います。

次に、議案の 1 3 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正について御説明いたします。

地域包括支援センター運営に関わる委託料でございます。期間は令和 8 年度から令和 1 0 年度の 3 か年で、限度額は 6, 6 8 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

内容は、現在の羅臼町地域包括支援センターの委託期間が令和 8 年 3 月 3 1 日で期間満

了となることに伴い、今後、当該センターの運営における契約を締結し、令和8年4月1日から令和11年3月31日の3年間の運営委託を予定してございます。

このことから、債務負担行為の期間は令和8年度から令和10年度の3年間、限度額は6,681万6,000円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

**◎日程第10 議案第6号 令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算**

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第6号令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の14ページをお願いいたします。

議案第6号令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,015万6,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

15ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金99万3,000円を減額し、2,017万3,000円。

内容は、令和7年度広域連合事務費負担金の額の確定により、71万5,000円の減と、令和7年度保険基盤安定負担金の額の確定により、27万8,000円の減で、計99万3,000円の減額でございます。

歳入合計99万3,000円を減額し、9,015万6,000円となるものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金99万3,000円を減額し、8,767万8,000円。

内容は、歳入でも御説明いたしましたが、令和7年度広域連合事務費負担金の額の確定により、71万5,000円の減と、令和7年度保険基盤安定負担金の額の確定により、27万8,000円の減で、計99万3,000円の減額でございます。

歳出合計99万3,000円を減額し、9,015万6,000円となるものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊資料、事項別明細書の37ページから42ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第11 議案第7号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所
事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第7号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の17ページをお願いいたします。

議案第7号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和7年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

18ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入のみの補正でございます。

内容は、知床らうす国保診療所の診療状況により交付される特別調整交付金の変更

により、一般会計繰入金及び国民健康保険事業特別会計繰入金において、財源内訳の調整を図るもので、歳入歳出の合計に変更はございません。

また、詳細につきましては、別冊資料、事項別明細書の43ページから46ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、当補正予算につきましては、去る2月26日開催の第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第12 議案第14号 職員の旅費に関する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第14号職員の旅費に関する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（湊 慶介君） 議案の46ページをお願いします。

議案第14号職員の旅費に関する条例制定について。

職員の旅費に関する条例を別紙のとおり制定する。

47ページをお願いします。

職員の旅費に関する条例。

職員の旅費に関する条例の全部を改正する。

初めに、提案理由になります。

令和6年5月に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律による旅費制度の見直しに併せ、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行い、法律の規定と整合性を持たせつつ、地域の実情に合わせた基準を定めるため、本条例を全部改正するものであります。

条例の内容について御説明申し上げます。

初めに、第1条、条例の目的です。

この条例は、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定め、公務の円滑なる運営に資するとともに、町

費の適正な支出を図ることを目的とするものです。

第2条は、条例の定義です。

用語の意義を定めておりまして、出張、赴任、帰任、家族、遺族、旅行役務提供者の6項目を定めております。

48ページをお願いします。

第3条は、旅費の支給です。支給対象となる条件等を定めております。

第4条は、旅行命令等です。出張する際の手続などを定めております。

49ページをお願いします。

第5条は、出張命令などに従わない旅行です。天災やその他やむを得ない事情等により、出張命令期間等の変更に関する手続や、その場合の支給の範囲などを定めております。

第6条は、旅費の種目です。旅費の種目として、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費を定めております。

50ページをお願いします。

第7条は、旅費の計算です。出張先までの通常の経路や方法による旅費の計算を定めております。

第8条は、旅費の請求手続です。概算払いや生産払いなど、請求手続について定めております。

51ページをお願いします。

第9条から52ページの第13条は、種目のうち交通費ごとの詳細を定めております。

53ページをお願いします。

第14条は、宿泊費です。1泊当たりの上限や特別な事情がある場合などについて、規則に委任することを定めております。

第15条は、包括宿泊費です。交通費及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用を定めております。

第16条は、宿泊手当です。旅行に必要な諸雑費に充てる費用の額について、規則に委任することを定めております。

第17条は、着後滞在費です。赴任に伴う必要な滞在費用の額について定めております。

第18条は、家族移転費です。赴任に伴い家族の移転に要する費用を定めております。

54ページをお願いします。

第19条は、外国旅行の旅費です。外国へのお出張時における旅費の取扱いについて定めております。

第20条の退職者等の旅費及び第21条の遺族の旅費は、出張時及び赴任先での退職または不慮の事故等に対し、本人、家族に対する帰任旅費について定めております。

第２２条は、旅費の支給額の上限で、交通費や宿泊費等の上限を定めております。

第２３条の旅費の調整及び５５ページ第２４条の旅費の返納では、団体等からの支給があった場合や、本条例や規則の規定違反があった場合に旅費の支給額の調整や返納させることができることを定めております。

第２５条は、委任で、この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則として、第１条、施行期日、この条例は、令和８年４月１日より施行する。

第２条、経過措置。改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に、新条例第２条第１号に規定する旅行命令権者が、新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用する。

２項、新条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職などとなった場合、または死亡した場合について適用し、施行日前に退職などとなった場合、または死亡した場合については、なお従前の例による。

３項、新条例第３条第３項及び第６項の規定は、これらの項に規定するものが同条第１項及び第２項の規定により、旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第２条の規定により、旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

第３条から第７条までは、関連条例の一部改正になります。

第３条は、羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正。

第４条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第５条は、羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第６条は、羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

第７条は、羅臼町生涯学習推進アドバイザー設置に関する条例の一部改正。

いずれの改正も、条文中の職員の旅費に関する条例（令和●年条例第●号）に改めるものであります。

なお、黒丸部分には、いずれも同一年、同一番号が表記されるものであります。

また、本条例につきましては、別冊の参考資料の５７ページ、資料２０に条例の概要を、参考資料５９ページ、資料２１に職員の旅費に関する条例の附則による一部改正条例新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

ここで、１１時１０分まで休憩いたします。１０分より再開いたします。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 13 議案第 15 号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 13 議案第 15 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（七海隆之君） 議案の 57 ページをお願いします。

議案第 15 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険条例（平成 12 年条例第 27 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正理由及び改正内容は、国の令和 7 年度税制改正、給与所得控除引上げに関わる介護保険法改正の影響により、令和 8 年度介護保険料段階が意図せず上がってしまったものについて、当該者の保険料を令和 7 年度の保険料段階まで減免することができるもの、また、本人の個別申請によらず、介護保険システムでの一括対応を可能とする改正となっております。

また、この一部改正は、令和 8 年度のための措置となっているため、附則に条文を加えるものでございます。

議案の 58 ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例（平成 12 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。令和 8 年度における前年度非課税者に関わる保険料の減免。

第 8 条 1 項でございます。

第 1 号被保険者またはその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもので、令附則第 25 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものとみなされることとなるもの（令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを羅臼町が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に関わる保険料段階（第 2 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 25 条の規定の適用がないものとした場合に

決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に関わる保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

第2項でございます。

前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条、非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3項でございます。

第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

なお、参考資料の61ページの資料22に、羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例の概要、62ページの資料23に、羅臼町介護保険条例新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第16号 羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第16号羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（伊藤芳征君） 議案の59ページをお願いいたします。

議案第16号羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

60ページをお願いいたします。

羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例。

改正理由でございます。

本町の中小企業を取り巻く経営環境は、基幹産業であります漁業の不振や人口減少に伴う人手不足、さらには原材料費や人件費の高騰などにより、年々厳しさを増しております。

こうした状況の中、事業の継続や設備投資に必要な資金の確保が一層困難となることが

見込まれることから、町内事業者の経営安定と持続的な事業運営を支援するため、本改正で貸付限度額の引上げや償還条件の見直しを行い、制度の利便性向上を図るものであります。

改正条文でございます。

羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「1,500万円」を「2,500万円」に改め、同条第1号（イ）中「1,500万円以内」を「2,000万円以内」に改め、同条2号（ア）中「1,000万円以内 5年以内」を「7年以内」に改め、「1,000万円超 7年以内」を削り、同号（イ）中「7年以内」を「10年以内」に改める。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

改正内容でございます。

参考資料63ページの資料24、本改正の新旧対照表を御覧ください。

本改正は、第5条、貸付上限の改正となります。

最初に、第1項本文中の貸付限度額を改正前の合計額「1,500万円」から「2,500万円」に引上げております。

次に、第1号、貸付金額の（イ）設備資金の貸付限度額を「1,500万円」から「2,000万円」に引上げております。

次に、第2号の貸付金の償還の（ア）運転資金の償還期間ですが、改正前は、貸付金1,000万円以内の場合が5年以内、1,000万円を超える場合は7年以内としているところ、金額によらず一律7年以内としております。

最後に、（イ）設備資金の償還期間につきましては、7年以内としていたものを10年以内に拡大しております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第17号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第17号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鹿又明仁君） 議案の61ページをお願いいたします。

議案第17号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本計画書につきましては、施策分野ごとの現状分析や事業内容等を含めました構成となっておりまして、ページ数也多岐にわたりますことから、内容につきましては、計画全体の要点を整理いたしました参考資料にて御説明いたしますので、お手元に配付の別冊参考資料64ページの資料25、羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の概要をお開き願います。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づきまして策定するもので、現行であります令和3年度から令和7年度までの計画期間が終了いたしますことから、過疎対策を切れ目なく継続するため、新たに令和8年度から令和12年度までの5か年計画として更新するものでございます。

本計画では、人口減少及び高齢化が進行いたします当町におきまして、地域の実情を踏まえ、住民生活の安定、地域経済の活性化など、地域の持続的発展を図ることを目的としているものでございます。

また、本計画を策定することにより、計画に位置づけております各事業の過疎対策事業債等の有利な財政措置の活用が可能となるものでございます。

この過疎対策事業債の活用効果といたしましては、充当率が高く設定されていること。また、元利償還金の一部に交付税措置が講じられることなど、実質的な財政負担の軽減が図られ、必要な事業を計画的かつ安定的に実施することが可能となるものでございます。

計画の構成につきましては、北海道が定めます作成要領に基づきまして、1の基本的な事項から13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までを体系的に整理しているものでございます。

1の基本的な事項では、当町の概況、人口及び産業の動向、行財政の状況、持続的発展に向けた基本的方針及び目標など、計画全体の基礎的事項を整理しているものでございます。

また、2の移住・定住、地域間交流の促進、人材育成以降の各施策分野ごとにおきましては、現況と問題点、そしてその対策、計画事業、公共施設等総合管理計画との整合を基本といたしまして、分野ごとの課題と対応策を明確化しているものでございます。

具体的には、産業振興、情報化の推進、交通基盤の確保、生活環境の整備、子育て、福祉、医療、教育の充実、集落対策、地域文化の振興、再生可能エネルギーの活用など、当町の持続的発展に必要な施策を幅広く位置づけているものでございます。

本計画は、羅臼町第8期総合計画及び第3期総合戦略を基本といたしまして、北海道及び各関係計画との整合性を図りながら作成したものでございます。

なお、北海道との協議につきましては、令和８年２月５日に終了し、同意をいただいているところでございます。

以上の趣旨を御理解の上、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第１６ 町長・教育長行政執行方針

○議長（佐藤 晶君） 日程第１６ 行政執行方針、教育行政執行方針の説明を求めます。

最初に、令和８年度行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 令和８年第１回羅臼町定例会の開催に際し、令和８年度予算案及びその他の諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政を執行する所信の一端を述べ、議員各位並びに町民皆様に対し、さらなる御理解と御協力をお願い申し上げるものであります。

令和７年度は、知床が世界自然遺産に登録され２０年目の節目に当たる年でありました。思い起こせば２０年前、ここ知床は世界に類を見ない太古の自然と生態系が残っており、その大自然こそ後世に残していくものとされました。

羅臼町は、これまでの長い歴史の中で、先人たちは資源保護と増大のために様々な経験と技術と努力を重ね、自然の恵みや恩恵を受け、漁業を中心としたまちづくりを進め、繁栄してまいりました。

しかしながらここ数年は、私たちの自然保護や資源管理が追いつかないほどの環境変化に見舞われ、世界的な温暖化による海水温の上昇に伴う魚種の変換や資源の枯渇が進み、今や羅臼町の漁業が過去最大の危機に直面していると言っても過言ではありません。

基幹産業である漁業のこれ以上の衰退は、様々な分野に打撃を与え、人手不足や人口減少、さらにはこれからの町政運営にも大きな影響を及ぼすことになります。

私自身も現在の状況はこれまでになく危惧しており、深く考えるとき、恐怖すら覚えることもあります。とはいえ、これまでも羅臼町の皆様は、幾多の逆境にも経験と英知を結集し、知床羅臼の魂を発揮し、乗り越えてまいりました。

令和８年度は、羅臼町のあらゆる業態がつながり合う「共創」をテーマに、漁業・水産業のみならず、経済界、観光業界、そして町民の皆様と未来ある対話を基盤とした透明性と実効性のある組織をつくり、持続可能な羅臼町を目指してまいります。

今年は、私に与えられた任期4年間の最終年度になります。現役世代の私たちは、次代を担う若者や子どもたちに夢ある町を残していく責務があります。

町民一人ひとりが「羅臼町に生まれてよかった。羅臼町に住んで良かった」と誇ることができる町を目指し、職員とともに不退転の決意まちづくりに挑んでいくことをお約束いたします。

まちづくりの基本姿勢につきましては、先ほどお話しした羅臼町を根本から揺るがしかねない状況を打破するための基幹産業の再生に向け、実効性のある組織を立ち上げ、真剣に将来の水産業について議論していくことが必須であると思います。

まだ間に合います。魚の城下町を取り戻しましょう。

各分野での人手不足や人材の確保は、本当に厳しい状況にあります。これまで、羅臼町職員確保のために行ってきた様々なリクルート活動が、少しずつですが、攻略法が見受けられるようになってきましたので、今後は、それぞれの業界とともに、オール羅臼での取組に移行していきます。

羅臼町に興味を持っている相手方にも選択肢が増えることにつながり、移住定住事業とも連携していけるものと考えます。

一方で、羅臼町に魅力的な仕事や起業のチャンスがなければいけませんので、令和7年度より行っております新規起業や新分野に進出する個人や事業者への支援のさらなる充実を検討し、町内外からの移住促進を進め町内の活性化を目指してまいります。

移住定住の決断をする上で、重要な住環境の整備や子育て支援、医療・福祉の充実についても引き続き、しっかりと行ってまいります。

町民が安心して暮らせるよう防災減災対策についても、ヒグマなどの鳥獣対策とともに、安全安心な生活環境の構築に努めてまいります。

2年間行ってまいりました地域公共交通の実証実験は、積み重ねたデータや利用者からの御意見をもとに、本格的な運行を目指してまいります。地域公共交通は今後、観光面での利用ともリンクしていくものと思いますので、専門家の意見も取入れ、進めてまいります。

令和7年度に世界水準の観光地域づくりの計画の予算を可決いただいておりますので、計画の方向性が示されてきておりますので、未来の羅臼町の姿をできる限りイメージしやすく、分かりやすいものをなるべく早期に御提案させていただきます。

また、羅臼漁港を中心とした「海業」の推進とも並行してでき得るところから形にしていきたいと考えております。

その中には、議会より御要望のありましたトイレの設置の問題についても重要課題として検討してまいります。

1校1園化に伴い、空き施設となります春松小学校・幼稚園の活用につきましては、十分な意見の集約の後、令和8年度のなるべく早い時期に方向性を示した上、決定したいと思っております。

その上で、春松小学校・幼稚園の利用と道の駅周辺の再開発が共にそれぞれの地区がにぎわいの中心拠点となることを目指してまいります。

この後、まちづくりの基本方向を述べさせていただきますが、基幹産業である漁業への対策や、商工業、観光業、医療・福祉、行政が行う様々なサービスや取組は、社会情勢をみても非常に厳しい状況にあります。令和8年度は、未来ある羅臼町のためにこの難局を乗り越えるためのスタートの年になることを願っております。

初めに、「地域資源を生かした活力ある産業のまち」についてであります。

羅臼町の基幹産業である漁業につきましては、多くの魚種で水揚げが昨年度を下回り、特に主要魚種である秋サケにおいては、かつて経験したことのないほどの不漁に見舞われ、この状況があと数年続けば、多くの事業者が操業を継続できない事態となることも想定されております。

さらには、漁業不振は温暖化による海水温の上昇が主な要因で近年はフグが豊漁となるなど魚種変換が進んでおりますが、製品化に向けた生産設備が整備されていないため、収入増にはうまくつなげられておりません。

現在、羅臼町が置かれている状況は、水産業のみならず全産業を覆いつくすほどの危機的な状況の中にあります。この未曾有の難局を乗り越えるため、主要経済団体が一丸となり、各業界で持つ情報を一極に集中させ、付加価値向上のための取組を積極的に進めてまいります。

また、漁業生産活動の拠点となります漁港整備につきましても、「海業」の推進地区に認定されておりますので、羅臼漁港を中心に、大型クルーズ船の着岸を可能とする防波堤の強化や懸案事項であったトイレの問題や観光利用との両立を含めた多目的漁港を目指すための未来創造図を作成いたします。

漁業者が安心して操業するために訴えてきました「知床半島携帯電話不感地域解消」に向けた対応につきましては、漁業者のほかに、観光船や釣り船など、携帯電話不感地帯で操業する事業者全体に衛星通信サービス「スターリンクミニ」を搭載し、1年をかけて有効性について実証実験を行うこととしております。

農業につきましては、10年後の経営や地域の集約化などを目的に策定された「地域計画」を基に、安定経営に努めるとともに、将来的に心配される後継者不足解消に向けて、北海道や農業協同組合と連携し、新規就農希望者の受入体制の強化を目指してまいります。

観光につきましては、世界自然遺産・知床を有する観光地として、国内外から来訪者が年々増加しておりますが、一方で宿泊施設や飲食店、ガイドなどの人材不足など、外国人を含めた観光客の受入体制の充実が重要な課題となっております。

このため、専門的知識を有した地域活性化企業人や地域おこし協力隊の活用など、必要な人材確保や観光拠点における受入環境の整備を進め、来訪される観光客が安全・安心に滞在できる体制づくりに取り組むとともに、地域資源を生かした観光の充実や地場産品の

魅力について、SNSやデジタルサイネージ等を通じて発信することで観光消費の拡大を図り、地域内での経済循環を促進することで、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、道の駅周辺を含む市街地の活性化に向け、これまで「未来創造会議」にて議論してきた内容を踏まえ、令和7年度に公募型プロポーザルを実施し、4社の共同事業体をパートナー事業者として選定しています。

今後、まちづくり会社などの設立と、道の駅周辺の再開発、空き番屋の観光活用、アクティビティの提供、二次交通提供などの実現を目指し、引き続き官民連携による事業を進めていくとともに、計画がまとまった段階でお示ししてまいります。

商工業につきましては、町内の事業者数が減少傾向にあり、特に小規模事業者では経営者の高齢化が顕著で後継者を確保できないまま廃業を選択せざるを得ないケースが増えております。

また、若年層の町外流出が続く中で、起業の担い手そのものが限られており、資金面の不安などから起業に踏みとどまるなど、事業者の減少を補うほどの新規起業が生まれていないことも大きな要因と考えられることから、新規起業や新分野への進出に挑戦する事業者を後押しするために、引き続き羅臼町起業支援補助金の活用を推進するとともに、商工会や金融機関などの関係機関と連携を図り、起業を検討されている事業者などの情報を共有しながら、個々のケースに合わせた支援を一体的に行うなど、きめ細やかな支援を進め、地域経済の活性化と雇用の創出につなげてまいります。

ふるさと納税の返礼品の大部分は、当町の水産物が占めていることから、その多くが水揚げ量に大きく左右される構造となっており、結果としてふるさと納税全体の寄附額も影響を受けやすい状況にあります。

そういった中、安定的な寄附額の確保を図るため、返礼品の高付加価値化や水揚げに左右されない体験型返礼品の開発等を進めるとともに、参加事業者に向け説明会や個別支援を通じて参画事業者の拡大を図ってまいります。

併せて、ふるさと納税ポータルサイトやSNSを活用し、返礼品の魅力や活用方法など写真や動画により分かりやすく情報発信を行うことで、認知度の向上を図り、寄附者の満足度向上とリピーターの確保に取り組んでまいります。

人口減少と人手不足は、当町において産業の持続性や地域経済、さらには住民サービスの維持にも直結する、避けて通ることのできない重要な課題となっております。

特に、生産年齢人口の減少は、基幹産業をはじめとした各分野において深刻な影響を及ぼしており、従来の取組だけでは対応が厳しい状況にあります。

このため、移住・定住促進や関係人口の創出に加え、地域おこし協力隊等の外部人材の活用、雇用環境や働き方改善、中でも季節性の高い産業構造を踏まえ、複数産業を横断した就労機会の創出や事業者と求職者を結ぶマッチングの仕組みについて検討を進め、通年雇用の確保に向けた可能性を探ってまいります。

また、漁業・水産加工業をはじめとする基幹産業や関連分野における人材確保の一環と

して、外国人労働者の受入れが急速に進んでおりますので外国人労働者が充実した生活を送られるよう地域交流などの取組を進めてまいります。

次に、「一人ひとりが心穏やかに過ごせるまち」についてであります。

町民の健康寿命の延伸のためには、医療機関とも連携し、疾病の予防から重症化予防、そして健康づくりまで一貫した取組が重要です。今後も生活習慣の改善を柱としたきめ細かな保健事業を展開し、特に町の健康課題である高血圧症対策に向けた取組を重点的に推進してまいります。

物価高騰、慢性的な人材不足により、医療職・介護職現場は、厳しい運営を強いられております。これらの課題解決に向けて、修学資金助成金や補助金などの各種制度を継続するとともに、引き続き、「羅臼町介護人材確保・離職防止支援事業補助金」を有効に活用していただき、各事業所に対して、運営基盤を安定させ経営危機に陥らないために継続的な支援及び緊密な連携を図ってまいります。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の安定した運営を図るためには町民皆様が健康であることが重要であり、そのためには定期的な健康診断により自分自身の健康管理をしっかりと行っていくことが大切ですので健診受診率の向上につながるよう積極的な受診勧奨に努めるとともに、診療所や健診機関とも連携し重症化予防対策を実施するなど、医療費の適正化を図られるよう引き続き取り組んでまいります。

知床らうす国民健康保険診療所につきましては、社会福祉医療法人、幸仁会への指定管理による運営をお願いしてから15年目を迎え、本年度が3期目の最終年度となります。

この間の安定した地域医療に御尽力いただいていることに心から感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き救急医療体制及び入院病床14床の確保など、羅臼町の医療を守るための体制を継続できるよう、第4期の指定管理に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

子育て支援につきましては、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、「第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、母子保健や子育ての身近な相談支援、経済的支援、保育体制等の充実を図ってまいります。

また、子育てにかかる経済的な負担軽減を図るため、「50万円の出産祝金の支給」、「紙おむつ廃棄のためのごみ袋の支給」、「高校生までの医療費の無償化」など、安心して子育てができるよう、引き続き子育て支援の充実に取り組んでまいります。

さらには、現在、羅臼幼稚園となっている施設の有効活用として、「子ども発達支援センター」、「子育て支援センター」、「放課後児童クラブ」を一つの施設にまとめた子育て支援の拠点設備とするため、円滑に移行できるよう本年度より準備を進めてまいります。

児童虐待防止の推進につきましては、未来を担う児童の健やかな成長を推進するため、児童福祉関連資格や研修を受けた職員を配置して専門性を高めるとともに、引き続き、児童相談所をはじめとする関係機関と連携し児童虐待の未然防止に努めてまいります。

「こども家庭センター」は、2022年の児童福祉法改正に基づき、2024年4月から全国の市区町村で設置が努力義務化されました。これを踏まえ、当町においても、「こども家庭センター」を設置いたします。従来の母子保健機能と児童福祉及び虐待対応を担う機能を一体化させ、妊娠期から出産、子育ての各段階におけるあらゆる相談にワンストップで対応し、個別の相談に応じた「サポートプラン」を作成・実行することで、家庭の孤立を防ぎ、子どもの権利を擁護する相談支援体制を構築して、運営を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も共にいきいきと輝き、安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指し、障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携して福祉就労の確保・拡大、地域活動など社会参加のための基盤づくりに取り組み、自立したライフステージを送られるよう、障がい者の相談支援体制の充実を図ってまいります。

ただいま述べましたとおり、医療・保健・福祉・介護の地域福祉向上に資する各事業を推し進めながら、「一人ひとりが心健やかに過ごせるまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、「人と自然が共生し、安全安心に暮らせるまち」についてであります。

昨年度は、世界自然遺産20周年の節目の年であり、環境省、林野庁、北海道、斜里町と連携した記念事業やアウトドア事業者と連携した事業を開催し、知床の自然環境保全と利用マナーなどを知る機会を提供することや世界自然遺産のPRを進めてまいりました。

今後も記念事業の充実を契機とし、一層の連携が図られております知床財団や斜里町、アウトドアブランドとの連携により、知床の自然環境維持への取組を官民一体で進めてまいります。

昨年は、全国的に熊による人身被害が過去最悪のペースで発生し、住民の生命・安全を脅かす異常事態となっている中、当知床地域においても、8月14日に羅臼岳登山者がヒグマに襲われ亡くなられており、このことは地元自治体として重く受け止めているところであり、このたびの熊被害を踏まえて政府の関係閣僚会議で決定されたクマ被害対策パッケージを有効活用し、安全・安心の確保に努めてまいりますので、町民の皆様におかれましても、熊を近寄せないための対策を講じるなど、御協力をお願いいたします。

当町のゼロカーボンの推進につきましては、地熱を活用したバイナリー発電と熱水利用を軸とした羅臼町ゼロカーボンシティを進めており、令和8年度は、パートナー事業との連携により、バイナリー発電設備導入に係る具体的調査と市街地区への温泉や熱資源の供給をさらに強化していくための取組を推進、また温泉や熱資源の有効活用に向けた検討などを進めていきます。

地域公共交通につきましては、昨年度「羅臼町地域公共交通計画」を策定いたしましたので、計画にのっとり各事業を進めてまいります。

コミュニティワゴンによる実証社会実験については利用者が増加してきましたので、民

間事業者による運行を目指しながら新たな取組を進めてまいります。

水道水につきましては、今後の事業運営の方向性や具体的な取組などを示す中長期計画となります「羅臼町水道ビジョン」に基づき、老朽化した施設の更新など、必要とされる事業を展開し、安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。

防災につきましては、昨年政府の地震調査委員会が、30年以内の根室沖でのマグニチュード7.8から8.5程度の「日本海溝・千島海溝地震」発生確率が90%に引き上げられました。

昨年7月には当町においても津波警報が発令されるなど、災害対応の強化が必要であります。その対策の一つとして、避難所の迅速な対応を図るため、備蓄品の更新と適切な管理、そして町内会や施設管理者との連携を強化いたします。

令和8年度は、防災訓練の見直しをし、津波を想定した関係機関との実動訓練や町民の防災意識の高揚を目的とした防災セミナーを実施するなど、防災・減災対策の取組を進めてまいります。災害は、いつ起こるか分かりません。いざという時のために日頃からの心構えと備えをしていただくように、町民には継続して働きかけてまいります。

次に、「豊かな心を育み、明日へとはばたくまち」についてであります。

羅臼町立幼稚園と羅臼小学校をそれぞれ統合し、本年4月、新たに「羅臼町立知床未来幼稚園」と「羅臼町立知床未来小学校」を開設することとなりました。

令和9年度には、幼稚園を併設した「施設一体型幼小連携校」として再編し、これまでに以上に校種間連携の充実を図るとともに、子どもたちの成長につながる学校づくりを教育委員会とともに推進してまいります。

羅臼高等学校につきましては、令和9年度からの全国公募に向けた受入環境の整備やPR活動を進めるとともに、高校やPTAの皆様が考えた「生徒や保護者から選ばれる魅力ある高校づくりの取組」など、引き続き全国公募と魅力ある高校支援に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、「第9次羅臼町社会教育中期計画」を引き続き推進し、各種事業を展開するとともに、継続実施に向けて関係団体と連携を図りながら、まちづくりへの参画意欲向上に努めてまいります。

最後に、「持続的な行財政運営ができるまち」についてであります。

近年、デジタル技術が急速に進化し、国内でも大きな課題となっている人手不足の解消としてAIの活用や迅速な情報収集と情報発信など、デジタル社会に対応した行政運営が求められています。

当町においても令和7年度から外部企業の支援を受けながら、現在、策定中の「羅臼町DX推進計画」を基に、まずは行政分野において窓口DXや電子決裁の試験導入を行うなど、業務や行政手続の簡素化を図ります。

今後も外部人材を登用し、防災、医療・救急、産業分野などでのDXの活用を推進し、持続可能な行政運営を進めてまいります。

歳入の確保につきましては、基幹産業である漁業の不漁により、収入が不安定な状況であるとともに、物価高騰の影響により生活への負担が大きく、税収入の確保が厳しい状況です。納期内完納の啓発など、納税意識の向上を図り、税収確保に努めるとともに、滞納者については、釧路・根室広域地方税滞納整理機構や北海道とも連携しながら、税法にのっとった適正な処分を進めてまいります。

また、町有財産の適正管理に努めるとともに、未利用財産の売却を進めるなど、財源の確保にも努めてまいります。

歳出の適正化につきましては、将来世代への負担に十分配慮しつつ、歳出の在り方を継続的に検証し、事業の選択と集中を一層徹底してまいります。

そのため、既存事業の必要性や効果を精査し、時代や社会情勢の変化に即した見直しを進めるとともに、限られた財源を有効に活用した健全な財政運営に取り組んでまいります。

併せて、公共施設の長寿命化や維持管理の見直しを進めることにより、中長期的な財政負担の軽減と歳出全体の適正化を図り、持続可能な財政基盤の確立に努めてまいります。

特別会計につきましても、一般会計との役割分担や財政状況を的確に見極め、収支構造の改善や事業運営の効率化を一層進めてまいります。その上で、受益と負担の適正化を進め、将来世代への過度な負担を残さないよう、計画的かつ安定的な特別会計運営に努めてまいります。

以上、令和8年度の町政を執行するに当たっての所信の一端を述べさせていただきます。

社会環境が著しく変化し、社会全体が大きな変革期を迎えておりますが、このような時代だからこそ一歩先の未来を見据え、ありとあらゆる可能性を模索し、町民の皆様が期待や希望を持つことのできる「確かな未来へ」とつながる1年とします。

「暮らしの安全と安心」、「教育の充実」、「産業の持続と成長」、「自然再興」に向けて町が抱える課題に正面から向き合い、行政だけでは解決できない課題を多様なパートナーとの協働により解決していかなければなりません。

そのため、未来を見据え推進してきたSDGsステートメントやESDの実践、ゼロカーボンシティ宣言などを統合的にまとめ、次代のまちづくりの基盤構築と知床・らうす未来想像図の実現を目指すべく、「羅臼町ネイチャーポジティブ宣言」をさせていただきます。

羅臼町の明るい未来に向かって全身全霊をささげて取り組んでまいりますので、町民の皆様並びに議員各位の格別なる御理解と御協力をお願い申し上げ令和8年度の行政執行方針とさせていただきます。

引き続き、本日、宣言をさせていただきます「羅臼町ネイチャーポジティブ宣言」について読み上げさせていただきます。

羅臼町ネイチャーポジティブ宣言。

～世界自然遺産・国立公園の価値を未来へつなぐまちとして～

羅臼町は、流氷の海から知床連山へと続く海・川・森のつながりの中で、自然とともに歩んできました。

流氷がもたらす豊かな海、サケ・マスが遡上する川、そして、それらを育む森は、町民の暮らしや産業、文化、誇りの源として世代を超えて受け継がれています。

本町は、知床国立公園を有し、世界自然遺産「知床」の一部を構成する自治体として、人と自然の共存と、自然環境の保全・持続的利用に責任を持って向き合ってきました。

また、羅臼町民憲章及び知床憲章の理念のもと、自然の恵みに感謝し、守り、生かし、次の世代へ引き継ぐことを大切にしています。

これまで本町は、知床羅臼SDGsステートメントの策定、ESDの実践、ゼロカーボンシティ宣言など、未来世代と地球環境を見据えた取組を進めてきました。これらの積み重ねは、自然とともに生きるまちを目指す羅臼町の揺るぎない基盤となっています。

近年、世界では、2030年に向けた国際目標として、生物多様性の損失を止め、回復へと反転させる「ネイチャーポジティブ」の考え方が示されています。日本においても、生物多様性国家戦略のもと、地域からの取組が重要とされています。

しかし、気候変動の進行や生物多様性の損失などにより、流氷の減少や海洋環境の変化に加え、夏季の気象の変動や水揚げ魚種の変化など、自然を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

私たちは、流氷がもたらす豊かな海と・川・森のつながりに支えられた豊かな自然環境を未来へ確かなにつなぐため、従来の「守る」取組にとどまらず、自然を回復させ、より豊かにしていく取組へと歩みを進める必要があります。

羅臼町は、羅臼町民憲章及び知床憲章の理念を踏まえ、ネイチャーポジティブの考え方を町の未来につなぐ指針として位置づけ、ここに宣言します。

【基本理念】

1. 世界自然遺産の価値と生物多様性の継承。

知床の海・川・森が育む生態系の健全性を守り、回復させ、その価値を次の世代へ確実に引き継ぎます。

2. 自然と産業・暮らしの好循環による地方創生。

漁業や観光をはじめとする産業の持続可能性を高め、働く場と暮らしを支えることで、自然の恵みを地域の力とした地方創生へ進めます。また、地域の基盤である自然への再投資を進めます。

3. 持続可能なまちづくり。

気候変動は知床世界自然遺産への大きな脅威との認識の基、ゼロカーボンシティの実現を目指します。また、資源を大切にするとともに、資源循環の取組を進めます。

4. 学びと共創による未来世代の育成と世界に向けた発信。

SDGs の理念を共有し、ESDを通じた学びと実践を様々な関係者と共に広げることにより、未来世代を育成します。

また、訪れる人々への情報発信等により、羅臼町の取組を世界へ発信します。

令和8年3月4日。

羅臼町長、湊屋 稔。

○議長（佐藤 晶君） ここで、昼食のため、1時まで休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

令和8年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（石崎佳典君） 令和8年羅臼町議会第1回定例会の開催に当たり、教育行政に臨む基本姿勢及び主要な施策について申し上げます。

現在、私たちの社会は激しい変化の渦中にあります。デジタル化やグローバル化が加速する中、これからの予測困難な時代を生き抜く子どもたちには、「自ら考え、創造的に行動する力」や「他者と協力して課題を解決する力」がこれまで以上に求められています。

一方で、足元に目を向ければ、少子高齢化と人口減少という厳しい現実があり、地域活力の維持や次世代の担い手確保において、極めて深刻な影を落としております。

こうした背景のもと、当町では幼稚園と小学校がそれぞれ統合し、「羅臼町立知床未来幼稚園」と「羅臼町立知床未来小学校」が新たにスタートします。

この「1校1園化」は、単なる規模の適正化ではありません。多様な仲間との学びを通じて教育の質を高め、子どもたちが集団の中で切磋琢磨できる環境を整えるとともに、地域コミュニティと学校が一体となって子どもを育む、新たな教育モデルの重要な一歩となります。

さらに、令和9年度には羅臼高等学校の全国公募という大きな挑戦が控えています。意欲ある生徒を全国から受け入れることは、単なる生徒数の確保にとどまりません。外部からの新しい視点やエネルギーが、生徒のみならず、地域住民にも刺激を与え、次代を担う人材を育成する大きな原動力となることを期待するものであります。

教育は、「まちづくり」そのものです。これらの教育改革を通じて、地域社会が学びの場として機能し、子どもたちが健やかに育ち、同時に地域社会も共に成長していくという循環を生み出すために、社会教育と学校教育を両輪として、教育行政を推進してまいります。

次に、教育行政に臨む基本姿勢を申し上げます。

当町における教育行政の執行に当たりましては、羅臼町が掲げる教育の基本方針に基づ

き、SDGsの理念を念頭に、「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」、「学びの機会を保障し、質を高める環境の確立」、「地域と歩む持続可能な教育の実現」の3本柱を中心に施策を推進してまいります。

教育環境のさらなる充実を図るため、誰もが幸福感を得られる「ウェルビーイング」の向上に意を用いながら、学校・家庭・地域との緊密な連携のもと、地域全体で次代を担う人を育み、教育を通じた持続可能なまちづくりに全力で取り組む所存であります。

初めに。「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」についてであります。

当町の子どもたちが加速度的に減少している中、昨年度策定した「羅臼町立小学校・羅臼町立幼稚園適正配置計画」に、現羅臼小学校校舎を活用する「1校1園化」を明示いたしました。羅臼幼稚園と春松幼稚園、羅臼小学校と春松小学校をそれぞれ統合し、本年4月、新たに「羅臼町立知床未来幼稚園」と「羅臼町立知床未来小学校」を開設いたします。

令和9年度には、幼稚園を併設した「施設一体型幼小連携校」として再編することで、子どもたちがスムーズに幼稚園の生活から小学校の生活に適応し、特に「小1プロブレム」と呼ばれる小学校入学後の不適応等は、日常の交流や連携によって解消されるものと考えております。

また、幼稚園教諭と小学校教諭の職員室を一体化することで教職員同士のコミュニケーションや情報共有を図り、校種間連携の充実のもと、学びの連続性を意識した学校づくりを推進してまいります。

そのため、本年度は併設する幼稚園教室や玄関等の改修、新たな職員室の設置、子どもたちが伸び伸びと遊べる園庭・校庭の外構工事などを実施し、よりよい教育環境となるよう整備してまいります。

羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会では、「1校1園化」に伴い部会を再編するとともに、全教職員がいずれかの部会に所属することで、活動をより活発化し、幼・小・中・高の連携を強化してまいります。

自然豊かな知床・羅臼町で育つ園児、児童、生徒が、胸を張って郷土を愛する、心豊かで健全な人間形成を図るための取組を展開してまいります。

幼児教育の充実では、幼稚園教諭だけでなく小学校を含めた全教職員により、「かけ橋期のカリキュラム」を作成するとともに、幼稚園教育要領で定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の理解を深め、「施設一体型幼小連携校」のスムーズな開設に向けて取り組んでまいります。

新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため、「羅臼町学力向上プラン」に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改革に取組、幼・小・中・高共通の研究主題である「自立した幼児・児童・生徒の育成」を目指してまいります。

その成果を発表する場として、町内全教職員参加のもと、公開授業研究会を開催し、学

力の向上に努め、さらには、探求的な学習を充実させることにより、子どもたちが自ら課題を見つけ、情報を集め、分析・解決するプロセスを通して、主体性・思考力・判断力・表現力、そして自己の生き方やキャリア形成と結びついた資質・能力を育成してまいります。

また、自らの命の尊さを知ることや、自己肯定感を高めること、人を思いやる気持ちを育てていくことが大切であり、全ての教育活動において道德教育に取り組んでまいります。

特別支援教育は、個別の支援計画「こんばす」の一層の活用を促進するとともに、羅臼町教育支援委員会及び専門部会において、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の持てる力を高め、生活や学習上の困難の克服あるいは改善に向けて、適切に支援してまいります。

また、昨年度から引き続き、発達支援センターに幼稚園教諭を配置するとともに、本年度は特別支援教育指導主幹を配置し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

一昨年度から施行しているコーディネーショントレーニングには、幼稚園、小学校共に運動に対する興味、関心、意欲と運動能力を向上させる効果が認められたことから、本年度は、幼稚園年長児と小学校の全児童を対象に実施してまいります。

食育の充実では、安定した食生活が子どもの健康や体力・学力に大きく影響することから、園児・児童・生徒が自己の健康や食に対する関心と知識を身につけ、栄養バランスのよい健全な食生活を実践できる力を育ててまいります。

また、学校給食は長引く物価高騰の中ではありますが、質や量を保った継続的な提供により、子どもたちがひとしく健やかに成長・発達を遂げられるよう、学校給食センター運営委員会の意見や給食アンケートを通じて、安全・安心でおいしい給食の提供を心がけてまいります。

持続可能な開発のための教育（E S D）を進め、知床の未来を創造する羅臼の子どもたちを育てるため、「知床学」を幼稚園及び各学校で実施してまいります。

また、昨年度、副読本「知床学」に追加した脱炭素に向けた取組や、北方領土学習の内容を活用するとともに、他地域の先進校と意見交換や課題協議を行い、「ふるさと教育」の充実に努めてまいります。

英語教育の充実のため、外国語指導助手であるA L Tの2名体制を維持し、特に英語に関わる授業がない小学校1・2学年においては、教育課程に英語の活動を位置づけ、英語に親しめるよう努めるとともに、授業以外でも「イングリッシュフェスティバル」を開催するなど、子どもたちが日常的に英語によるコミュニケーションができる力を育ててまいります。

羅臼高等学校の入学者の確保に向けては、令和9年度からの全国公募を目指して、中学生や保護者と直接対話する「合同説明会」の参加や、実際に足を運んで知床羅臼を感じていただく「お試し留学 i n 羅臼」を実施するなど、準備を進めているところであります。

本年度も引き続き取組を進め、入学者の確保と交流人口・関係人口の拡大に努めてまいります。

羅臼高等学校の「魅力ある高校づくり」の取組では、新入生へのタブレットの贈呈や、就学旅行費用の助成、大学入学祝金などの経済的な支援のほか、グローバル人材の育成を目指した海外留学支援など、引き続き、英語教育の充実を図るとともに、より効果的な支援について羅臼高等学校やPTAの皆様と検討してまいります。

次に、「学びの機会を保障し、質を高める環境の確立」についてであります。

GIGAスクール構想により整備した「1人1台端末」のさらなる活用を進め、各教科等の特質に応じた適切な学習をはじめ、学習進度や個性に合わせて学びを深める「個別最適な学び」、児童・生徒同士で協力しながら学び、問題解決を行う「協働的な学び」など、ICTを活用した教育を推進してまいります。

一方で、寝不足による体調不良や学力の低下など、家庭内での利用が徹底されていない状況が見受けられることから、メディアを使用しない時間づくりや利用のルールづくり、健康被害への理解を深めるため、ネットワーク環境の時間を制限する小学生「スイッチオフ20」、中学生「スイッチオフ22」に取り組み、望ましい生活習慣や学習習慣の確立を目指すとともに、教職員用GIGA端末の更新を行い、ICT教育の一層の充実を図ってまいります。

いじめ防止につきましては、「羅臼町いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分認識した上で、いじめの未然防止や早期発見に努め、学校、家庭、地域住民、関係機関との連携・協力を一層強化し、組織的な対応につなげてまいります。

不登校対策としては、日常的に児童・生徒の変化に留意し、早期対応に努めるとともに、悩みや課題の解決を図るため、スクールカウンセラーや関係機関等と連携し、児童・生徒一人ひとりにとって安全・安心で楽しく学べる環境づくりに努めてまいります。

また、子どもが不安や悩みを抱えたとき、誰に、どのように助けを求めればよいかを学ぶ「SOSの出し方教室」を実施するとともに、児童・生徒の発するSOSに気づくことができるための校内支援体制を確立する研修を充実してまいります。

令和の教職員に求められる資質・能力の指標は、従来からの学習指導、生徒指導に加え、教職に必要な素養、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応、ICTや情報・教育データの利活用が挙げられております。

こうした資質・能力を高めるため、羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会において、課題となるテーマや学校のニーズに応じた先進地視察研修を実施するとともに、道立教育研究所と連携した研修講座を開設してまいります。

さらに、小・中学校におきましては、引き続き北海道教育大学付属釧路義務教育学校と連携した研修を実施し、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

教職員の働き方改革につきましては、令和7年度から9年度までの3年間を期間とする

「第3期羅臼町アクションプラン」に基づき、実効性のある取組を進めているところでありますが、昨年、「公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、市町村においても「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとなりましたので、北海道とも協議しながら計画策定に取り組んでまいります。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、学校に求められる役割も大きく変化しておりますので、教職員の負担軽減等を図るためにも、業務の効率化を図り、教職員の働き方改革を推進してまいります。

最後に、「地域と歩む持続可能な教育の実現」についてであります。

地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるためには、学校と地域の連携・協働を図り、一体となって子どもたちの成長につなげていく必要があります。

本年度からの「1校1園化」により教育環境が大きく変化する中で、学校は確かな学力の定着を図ることはもとより、豊かな人間性を育む場として、その役割はますます重要となります。

子どもたちが多様な大人たちとの交流を通じて、ふるさとへの理解を深め、自ら地域の未来を創り出す一員として成長していけるよう、学校運営協議会の取組を活発化させ、「地域と共にある学校」の実現を目指してまいります。

子育てと家庭教育の支援は、職員で構成する子ども自律・親育ち応援チーム「緒むすび」が主体となり、メディアとの適切な付き合い方や家庭教育に関する情報を提供しながら、継続的な支援を行ってまいります。

また、子育て支援センターに幼稚園教諭を配置し、スムーズな幼稚園との接続と専門的な視点からの相談体制を整え、乳幼児期の健やかな育ちを支える環境づくりを進めてまいります。

生涯学習及び社会教育につきましては、ふるさと学習を柱として、「羅臼町第9次社会教育中期計画」に沿って取組を進めております。

次世代のまちづくりを見据え、青年層が地域活動に参加しやすい環境を整えることは、活力ある地域を未来へ引き継ぐために不可欠であります。そのためには、各組織や団体とリーダー養成の重要性を共有し、次代の担い手を共に育むという認識をもって連携することが重要であると考えております。

青少年教育に関わる事業を継続するとともに、社会教育関係団体と連携し、共同事業や地域行事への参加の機会を広げ、活動をきっかけとして、地域に関わる人を増やすことで、各団体における中心的なリーダーの養成や、まちづくりを担う人材育成へとつなげていけるよう努めてまいります。

当町のスポーツ振興及び健康づくりの取組は、実働を担う「総合型地域スポーツクラブらいず」をはじめ、「羅臼町スポーツ協会」や「羅臼町スポーツ少年団」等の活動によって支えられています。各団体が中心となって、それぞれの役割を生かした協力関係をより確かなものにするとともに、活動を支援し、町民一人ひとりが健やかに暮らせる機会の創

出に努めてまいります。

また、「中学校の部活動地域展開」につきましては、これまでの競技内容を深め、「羅臼町のスポーツ・文化の在り方検討協議会」において、生徒にとって望ましい活動の在り方を示してまいります。地域で子どもたちを支えるための具体的な体制づくりを本格化させ、可能な部分から着実に「地域展開」への第一歩を踏み出せるよう準備を進めてまいります。

教育施設は、安全・安心で快適に利用できる環境が必要であり、利用者の安全対策や防災訓練等を継続して実施し、防犯・防災意識を高めてまいります。

4月より春松小学校校舎及び春松幼稚園園舎は学校施設としての役割を終えますが、地域の皆様の集いや活動を支えるため、引き続き施設の開放事業を継続してまいります。

今後は新たな管理方法による運営となりますが、日々の団体活動が円滑に進むよう、適切な維持・管理に努めてまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、羅臼町文化協会と連携・協力のもと、日頃の学習活動の発表の場を提供するほか、講座や芸術鑑賞事業、作品展の開催など、町民の学習・文化活動を支えてまいります。

読書振興につきましては、「第3期羅臼町子どもの読書活動推進計画」に基づき取り組んでいるところであり、子どもの読書習慣の定着や読書に親しむ環境づくりを進めるため、「家読(うちどく)推進事業」や「中高生の読書活動推進事業」等の取組を進めています。

また、小学生から高校生への学習支援として、多目的室を学習室として開放するなど、多様化する図書館での過ごし方に対応した取組を進め、施設の利用促進を図ってまいります。

文化財の保護・活用につきましては、「羅臼町アイヌ文化施策推進計画」に基づき、アイヌ文化の記録保存事業等を継続するとともに、町内チャシ跡は現地調査の実施や測量図、3Dモデルを作成し、保存及び基礎資料の整理を行ってまいります。

当町の基幹産業である漁業の歴史を伝える漁具類の調査及び整理を進め、文化財としての価値の明確化を図るとともに、展示活用や教育利用に向けた検討をしてまいります。

また、郷土資料館が保管する当町の自然や産業を記録した磁気テープ資料は、デジタル保存を実施し、貴重な記録の長期的な保管と教育・観光利用の促進を図ってまいります。

以上、令和8年度に取り組む主要な施策を申し上げます。

教育には、いつの時代も変わらない『不易』の価値と、時代の変化に応じて取り入れるべき『流行』の姿があります。激動する社会情勢や技術革新など、社会がかつてないスピードで複雑に変容し続ける今だからこそ、この「不易流行」の精神を常に念頭に置き、日々の教育行政に取り組んでまいります。

1校1園化に伴う幼稚園の閉園、小学校の閉校に際し、地域の皆様が長年育んでこられた愛着や、深い思いを重く受け止めております。これまで築かれてきた文化や伝統を大切

にしつつ、教育の本質をしっかりと堅持しながら、時代の要請に応じた資質・能力を育むとともに、将来の羅臼町をけん引する担い手の育成に取り組み、新たな教育環境を構築してまいる所存であります。

地域の教育は地域全体で取り組むべき課題であるという認識を共有し、誰もが「ウェルビーイング」を実感できるまちを目指して、学校・家庭・地域を結ぶ教育行政に邁進してまいりますので、議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、行政執行方針及び教育行政執行方針の説明が終わりました。

行政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問及び一般質問は明日行います。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日は午前10時開議といたします。

明日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 1時26分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員